

# 高知県小学生バレーボール連盟暴力行為等防止のための規則

高知県小学生バレーボール連盟

## 目 的

第1条 本規則は、高知県の小学生バレーボール選手の保護者と、高知県の小学生バレーボール指導者等による暴力行為及びそれと同等とみなされる行為をなくすことを目的とする。

## 対象の事象

第2条 本規則の事象とは、バレーボール指導中は無論のこと、各登録加盟団体が行う全ての活動中の暴力行為をさす。

## 適応の範囲

第3条 本規則の適応する者は、高知県小学生バレーボール連盟に登録した加盟団体の指導者・チーム関係者及び選手の保護者等である。

第4条 本規則が適応する時間・場所は、下記の通りとする。

1. 県内外の公式大会
2. 県内外の招待試合（交歓大会）
3. 練習試合
4. 日々の練習
5. 各登録加盟団体が活動する全ての活動

## 事象発生後の対応の手順

第5条 手順は、以下通りである。

1. 高知県小学生バレーボール連盟または高知県小学生バレーボール連盟役員が、文書により暴力行為等の連絡を受ける。
2. 連絡を受けた事象に対して該当者を直ちに呼び、会長・副会長・理事長・副理事長3名以上にて事実確認をする。
3. 暴力等の事実が確認できた時点よりその該当者に罰則を科す。
4. その事実を日本小学生バレーボール連盟に報告し、全加盟登録団体に連絡する。

## 罰 則

第6条 罰則は下記の通りとし、文書により該当者に連絡する。

※罰則修了についても、文書により該当者に連絡する。

1. 一回目の違反者には、「口頭注意」若しくは、「最長一年間、高知県小学生バレーボール連盟主催・主管または後援する全ての事業に参加できない」ペナルティーを科す。  
期間は、その事実が確認できた時点よりとする。
2. 診断書を伴う事象の該当者または、二回目の違反者には、「最長5年間、高知県小学生バレーボール連盟主催・主管または後援する全ての事業に参加できない」ペナルティーを科す。  
期間は、その事実が確認できた時点よりとする。
3. 三回目の違反者は、高知県小学生バレーボール連盟の活動を永久にすることができない。

付 則 本規則は、2005年 2月 12日より実施する。  
2011年 3月 日 一部改正